

第8章 関係法令等

I 農林水産関係法令

1 農地法（昭和27年法律第229号）

（目的）

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。（以下省略。）

（農地の転用の制限）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（以下省略。）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（以下省略。）

◇開発許可と農地転用許可との調整に関する覚書

(昭和44.10.21 建設省計宅開発第103号 農地局長・計画局長)

農林省及び建設省は、都市計画法の施行に伴い、市街化調整区域における同法による開発許可等と農地法による農地転用許可との調整に関し、下記の通り了解するとともに、関係機関を指導するものとする。

<覚書の要旨>

(1) 開発許可及び転用許可に関する処分について

ア あらかじめ相互に連絡し、可及的速やかに調整を図るものとする。

イ 開発許可及び転用許可は、アによる調整の後、同時に行うものとする。

(2) 都市計画法第42条の許可又は第45条（地位の承継）の承認等について

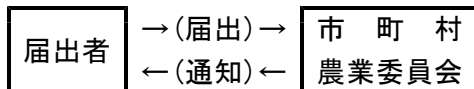
許可等にあたって、転用許可に係るものであるときは、転用許可権者に連絡し、可及的速やかに調整を行うものとする。

(3) 開発許可等の取消処分又は転用許可の取消処分についていずれかの処分をするときは、他方の許可権者に処分の内容、理由及び時期を連絡するものとする。

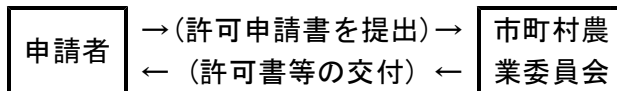
(4) その他の連絡

開発行為の廃止の届出があったとき、開発許可及び農地転用許可の違反があったとき、法第43条の許可に関し農地転用許可権者から疑義があったときは、相互に連絡し又は適切な措置を行うものとする。

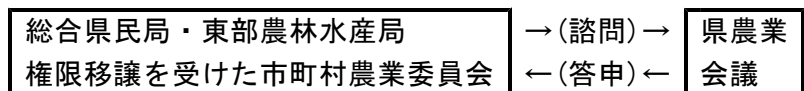
○ 市街化区域内の農地転用手続フロー図



○ 市街化区域以外での農地転用手続フロー図



(許可申請書に意見書を付して送付) ↓ ↑ (許可書の送付)



(協議) ↓ ↑ (回答)

関係各課

- ※
1. 転用許可日(造成工事)から一年以内は、開発許可として取り扱うこと。
 2. 都市計画法第43条の建築許可申請は、転用許可の検査済み証を添付すること。
 3. 転用許可の目的外での利用は、関係課との協議結果により取り扱うこと。
 4. 農地転用許可の権限移譲を受けている市町村は農業委員会が転用許可を行っている。

2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。（4項以下省略）

（農業振興地域の区域の変更等）

第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

3 その他農林水産関係法令（窓口：各総合県民局、東部農林水産局）

(1) 森林法(昭和26 法律第249号)＝(各総合県民局農林水産部、東部農林水産局)

- ・ 地域森林計画の対象となる民有林の開発行為の許可(第10条の2)
- ・ 保安林における開発行為等の制限(第34条)

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14 法律第88号)＝(各総合県民局保健福祉環境部、東部農林水産局)

- ・ 特別保護地区内における建築物の建築等の制限(第29条)

(3) 自然公園法(昭和32 法律第161号)＝(各総合県民局保健福祉環境部)

- ・ 特別地域における開発行為等の制限(第20条、条例第13条)
- ・ 特別保護地区における開発行為等の制限(第21条)

(4) 自然環境保全法(昭和47 法律第85号)＝(各総合県民局保健福祉環境部)

- ・ 原生自然環境保全地域における開発行為等の制限(第17条)
- ・ 特別地区における開発行為等の制限(第25条、条例第28条)

(5) 地すべり等防止法(昭和33 法律第30号)＝(各総合県民局農林水産部、東部農林水産局)

- ・ 地すべり防止区域内の開発行為等の制限(第18条)

(6) 土地改良法(昭和24 法律第195号)＝(各総合県民局農林水産部、東部農林水産局)

- ・ 土地改良施設の管理等(第57条、第57条の2、第57条の3)

II その他の関係法令

1 都市計画関係の法令

- (1) **土地区画整理法**(昭和29 法律第119号) = (都市計画課)
 - ・ 土地区画整理事業を施工中の施行区域内における建築行為等の制限(第76条)
- (2) **都市再開発法**(昭和44 法律第38号) = (都市計画課)
 - ・ 市街地再開発事業の施工中の施行区域内における建築行為等の制限(第66条)
- (3) **建築基準法**(昭和25 法律第201号) = (住宅課建築指導室)
 - ・ 道路に関する規定(第42条、第43条)、建築物の用途(第48条)
- (4) **国土利用計画法**(昭和49 法律第92号) = (用地対策課)
 - ・ 土地に関する権利の移転等の届け出(第23条)、勧告(第24条)
 - (市街化区域は2,000㎡、都市計画区域内で市街化区域外は5,000㎡、その他は10,000㎡)

2 土木関係の法令

- (1) **道路法**(昭和27 法律第180号) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎 道路管理担当)
 - ・ 道路の工事の承認(第24条)、道路の占用の許可(第32条)
- (2) **河川法**(昭和39 法律第167号) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎)
 - ・ 河川区域内における土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)
 - ・ 河川区域内等における工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)
 - ・ 河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可(第29条)
 - ・ 河川保全区域等における開発行為等の制限(第55条、第57条、第58条の4、第58条の6)
- (3) **砂防法**(明治30 法律第29号) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎)
 - ・ 砂防指定地における開発行為等の制限(法第4条、施行条例第4条)
- (4) **急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律**(昭和44 法律第57号) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局)
 - ・ 急傾斜地崩壊危険区域内における開発行為等の制限(第7条)
- (5) **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**(平成12 法律第57号) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎)
 - ・ 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限(第9条)
- (6) **採石法**(昭和25 法律第291号)
 - ・ 採石業の登録(第32条) = (河川整備課)
 - ・ 採取計画の認可(第33条) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎)
- (7) **砂利採取法**(昭和43 法律第74号)
 - ・ 砂利採取業の登録(第3条) = (河川整備課)
 - ・ 採取計画の認可(第16条) = (各総合県民局県土整備部、東部県土整備局各庁舎)
- (8) **港湾法**(昭和25 法律第218号) = (東部県土整備局〔徳島庁舎〕南部総合県民局〔阿南庁舎・美波庁舎])
 - ・ 港湾区域内の工事等の許可(第37条)
 - ・ 臨港地区内における行為の届出等(第38条の2)
- (9) **下水道法**(昭和33 法律第79号) = (各市町村)
 - ・ 供用を開始した公共下水道の排水区域内における排水設備の設置(第10条)

3 資格等に関する法令

- (1) **建築士法**(昭和25 法律第202号) = (住宅課建築指導室)
 - ・ 建築士の業務(第3条、第3条の2及び第3条の3)、免許(第4条)、事務所登録(第23条)
- (2) **行政書士法**(昭和26 法律第4号) = (経営戦略部 総務課 学事調査担当)
 - ・ 行政書士の業務(第1条の2、第1条の3)、登録(第6条)
- (3) **土地家屋調査士法**(昭和25 法律228号) = (徳島地方法務局 総務課)
 - ・ 土地家屋調査士の業務(第3条)、名簿の登録(第8条)
- (4) **宅地建物取引業法**(昭和27 法律第176号) = (住宅課建築指導室)
 - ・ 宅地建物取引業の業務(第2条)、免許(第3条)
- (5) **建設業法**(昭和24 法律第100号) = (建設管理課 建設業振興指導室)
 - ・ 建設業の許可(第3条)
- (6) **宅地造成等規制法**(昭和36 法律第91号) = (都市計画課)
 - ・ 技術的基準等(第9条)
 - ・ 令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和37 建設省告示1005号)

4 その他の法令

- (1) **消防法**(昭和23 法律第186号) = (消防保安課 消防担当)
 - ・ 消防水利の設置等(第20条)
- (2) **水道法**(昭和32 法律第177号) = (各保健所及び各市町村)
 - ・ 水質基準(第4条)、施設基準(第5条)、専用水道の確認(第32条)、簡易専用水道の管理及び検査(第34条の2)
- (3) **高圧ガス保安法**(昭和26 法律第204号) = (消防保安課)
 - ・ 家庭用設備の設置等(第24条)、技術上の基準(一般高圧ガス保安規則第52条)
- (4) **ガス事業法**(昭和29 法律第51号) = (中国四国産業保安監督部 四国支部)
 - ・ 消費機器の設置工事の基準適合義務(第40条の4)、技術上の基準(規則第108条)
- (5) **浄化槽法**(昭和58 法律第43号) = (水・環境課)
 - ・ 浄化槽によるし尿処理等(第3条、第3条の2)
- (6) **文化財保護法**(昭和25 法律第214号) = (文化資源活用課)
 - ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘工事の届出等(第93条)
- (7) **国有財産法**(昭和23 法律第73号)
 - ・ 境界確定(第3章の2)
- (8) **騒音規制法**(昭和43 法律第98号) = (各市町村)
 - ・ 特定建設作業の定義(第2条、令第2条)、特定建設作業の実施の届出(第14条)
- (9) **振動規制法**(昭和51 法律第64号) = (各市町村)
 - ・ 特定建設作業の定義(第2条、令第2条)、特定建設作業の実施の届出(第14条)
- (10) **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**(昭和45 法律第137号) = (環境指導課)
 - ・ 産業廃棄物の処理(第12条)、特別管理産業廃棄物の処理(第12条の2)、産業廃棄物管理票(第12条の3)
- (11) **土壌汚染対策法**(平成14 法律第53号) = (環境管理課)
 - ・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出等(第4条の1)

III 条例及び要綱

1 条例

- (1) **生活環境保全条例**(平成17 条例第24号) = (各総合県民局保健福祉環境部、県民環境部環境管理課)
- ・ 土砂等の埋め立てを行う事業者の責務(第57条)
 - ・ 土壌基準(第58条)、水質基準(第59条)
 - ・ 土砂等の埋め立てにかかる規制(第60条、第61条)
 - ・ 土砂等の埋め立てをした者等に対する立ち入り検査等(第79条)
 - ・ 特定事業の定義(第2条)、特定事業の許可(第62条)、許可の基準(第65条)
- 土砂等の埋め立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上のもの(特定事業)は、許可が必要である。
- 許可の基準：事務所の設置、土壌基準への適合、擁壁等の構造基準への適合等
- (2) **徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例** = (都市計画課)
- ・ 風致地区内の開発行為の許可申請は各市
- (3) **徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例**(平成18 徳島県条例第18号)
- ・ 希少野生生物保護区の区域内における行為の規制(第21条) = (東部農林水産局)
- (4) **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例**(平成24)
- ・ 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等(第56条)
- 特定活断層調査区域内で特定施設の新築等を行う場合に、活断層の調査が必要

2 指導要綱

- (1) **徳島県土地利用対策会議設置規程**(昭和48 徳島県訓令第14号)
- 土地取引の規制その他土地利用の調整及び開発行為に関する諸課題について、総合的に調査審議を行うために、庁内関係課で構成する徳島県土地利用対策会議を設置している。

＜土地利用対策会議の構成＞

危機管理環境部	とくしまゼロ作戦課 消防保安課 グリーン社会推進課 環境指導課 環境管理課 消費者くらし安全局安全衛生課
政策創造部	地方創生局市町村課
経営戦略部	管財課
未来創生文化部	文化資源活用課
商工労働観光部	企業支援課 観光政策課
農林水産部	農林水産政策課 鳥獣対策・ふるさと創造課 スマート林業課 水産振興課 農山漁村振興課 生産基盤課 森林整備課
県土整備部	用地対策課 道路整備課 都市計画課 河川整備課 砂防・気候防災課 運輸政策課

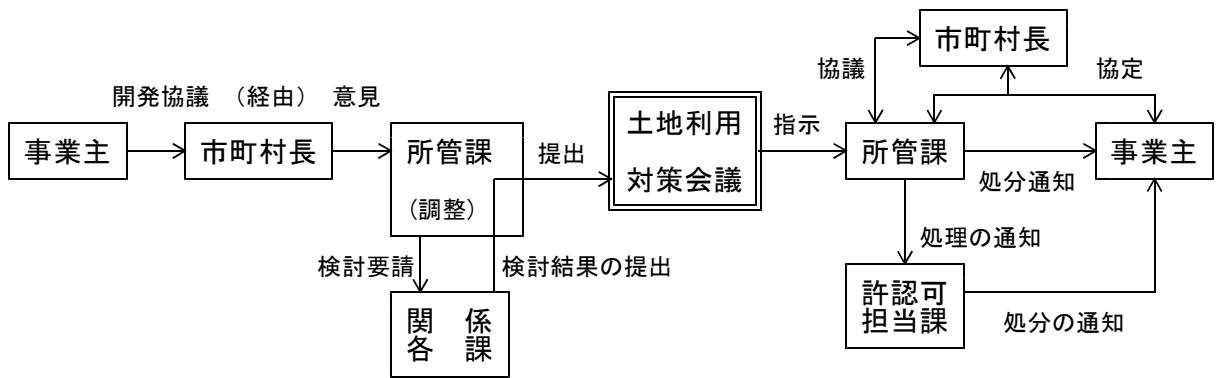
- (2) **徳島県土地利用指導要綱**(昭和48 告示第493号)
- 開発行為の適正な施行に関し、必要な事項を定めたものである。
- 具体的には、10,000㎡以上(市街化区域にあっては5,000㎡以上)の土地についての開発行為について、都市計画法その他の関係法令の許可に先立って、事業主から開発行為の施行に関し必要な事項の協議書を事業主から提出してもらい、関係各課がその内容について

所管する個別法に照らして問題がないことを確認した上で、知事名で承認するものである。この承認がなければ、個別法による許認可は受けられないことになっている。

開発の目的別に次の課が所管課となり、受付窓口となっている。

工場・商業施設用地	商工労働観光部	企業支援課
観光レクリエーション施設用地	商工労働観光部	観光政策課
砂利、岩石の採取	県土整備部	河川整備課
墓地用地	危機管理環境部消費者くらし安全局	安全衛生課
廃棄物処理施設用地	危機管理環境部	環境指導課
残土処分場用地	危機管理環境部	環境管理課
農林水産業（施設）用地	農林水産部	農林水産政策課
山林の土採取	農林水産部	森林整備課
住宅用地、都市計画区域内におけるゴルフコース用地及びその他用地	県土整備部	都市計画課
都市計画区域外におけるゴルフコース用地及びその他用地	県土整備部	用地対策課

●手続きフロー図



(3) 眉山地区の開発に関する指導要綱(昭和56 告示第16号)

眉山地区において開発行為をしようとするものは、当該開発行為に着手する前に、所定の事項を記載した工事施工計画書等の資料を徳島市長を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。開発行為とは、次の行為をいう。

- ① 土地の形質の変更で1,000㎡以上。
- ② 木竹を伐採して行う土地の形質の変更で100㎡以上。
- ③ 建物の新築で、延べ面積が500㎡以上かつ敷地面積が1,000㎡以上。

開発の目的によって、受付窓口が異なり、次のようになっている。

- 岩石採取の開発 (河川整備課)
- 墓地用地の開発 (安全衛生課)
- その他の用地の開発 (都市計画課)

●手続きフロー図は土地利用指導要綱に準ずる。

徳島県土地利用対策会議設置規程

(昭和48年7月24日徳島県訓令第14号)

(設置)

第1条 土地取引の規制その他土地利用の調整及び開発行為に関する諸問題について、総合的に調査審議を行うため、徳島県土地利用対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置に関すること。
- (2) 土地利用の指導に関する要綱等の実施に関すること。
- (3) その他土地利用対策上必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 県土整備部長（本庁県土整備部の長をいう。以下同じ。）
- (2) 別表に掲げる課の長
- (3) 別表に掲げる課の職員で知事が指定するもの
- (4) その他知事が指定する職員

(主宰)

第4条 対策会議は、県土整備部長が主宰する。ただし、県土整備部長に事故あるとき、又は県土整備部長が欠けたときは、県土整備部用地対策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、毎月1回定例的に開催する。ただし、必要があるときは、その都度開催することができる。

- 2 対策会議は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係市町村の職員その他の関係者に対し、意見の開陳、説明、資料の提出等を求めることができる。

(調査班)

第6条 対策会議に調査班を置く。

- 2 調査班は、第3条第3号に掲げる職員で知事が指定するものをもって構成する。
- 3 調査班員は、対策会議を主宰する者（以下「主宰者」という。）の指示を受け、第2条第2号に掲げる対策会議の任務を補佐する。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、県土整備部用地対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、主宰者が対策会議に諮って定める。

(別表省略)

徳島県土地利用指導要綱

(昭和48年7月24日徳島県告示第493号)

(目的)

第1条 この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、県土の無秩序な開発を防止するとともに、県民の安全で良好な地域環境を確保し、もつて県土の均衡ある発展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 土地 当該土地を含む一団の土地をいう。
- 二 開発行為 土地の形質の変更をいう。
- 三 開発区域 開発行為を行う土地の区域をいう。
- 四 事業主 開発行為に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- 五 工事施行者 工事の請負人(下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。

(開発行為の協議)

第3条 10,000平方メートル以上(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第7条第1項の規定による市街化区域にあつては、5,000平方メートル以上)の土地について開発行為をしようとする事業主は、当該開発行為に着手する前に、次の各号に掲げる事項を記載した工事施行計画書その他必要な資料を当該土地が所在する市町村の長を経由して知事に提出し、知事との間において、当該開発行為の施行に関し必要な事項を協議し、その承認(以下「開発行為の承認」という。)を受けるものとする。その開発行為の承認に係る事項のうち第1号から第4号までに掲げる事項を変更して当該開発行為をしようとするときも同様とする。

- 一 開発区域の位置、区域及び面積
 - 二 開発行為を行う土地の利用目的
 - 三 開発区域において予定される建築物その他の施設の種類及び規模
 - 四 工事の設計
 - 五 工事の着手及び完了の時期
 - 六 工事施行者の住所及び氏名
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。
- 一 国若しくは地方公共団体又は公共の団体で別に知事が定めるものが開発行為を行う場合
 - 二 国又は地方公共団体の助成を受けて開発行為を行う場合
 - 三 非常災害のため、必要な応急措置として開発行為を行う場合
- 3 知事は、第1項の協議にあつては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

(開発行為の承認にあつては、勘案すべき事項)

第4条 知事は、開発行為の承認にあつては、次の各号に掲げる事項を勘案してするものとする。

- 一 道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。

- 二 排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
 - 三 水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
 - 四 がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。
 - 五 当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。
 - 七 事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 八 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 九 当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。
- 2 前項第一号から第六号までに掲げる基準の適用について必要な技術的細目は、知事が別に定める。

(開発協定の締結)

- 第5条 開発行為の承認を受けて100,000平方メートル以上の土地について開発行為に着手しようとする事業主は、次の各号に掲げる事項について、知事及び当該土地が所在する市町村の長との間において開発協定を締結するものとする。
- 一 開発行為をしようとする土地の利用目的及び処分に関する事項
 - 二 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
 - 三 文化財及び自然環境の保全に関する事項
 - 四 公害及び災害の防止に関する事項
 - 五 開発協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
 - 六 その他安全で良好な地域環境の確保に関し必要と認める事項

(工事の着手等の届出)

- 第6条 開発行為の承認を受けた事業主は、次の各号の一に該当する場合は、当該開発区域が所在する市町村の長を経由して、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 工事に着手し、及び工事が完了したとき。
 - 二 工事を2週間以上中止し、又は工事を再開しようとするとき。
 - 三 工事施行者を変更しようとするとき。
 - 四 工事を廃止しようとするとき。
 - 五 工事中に災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- 2 前項の届出は、第一号の規定に該当する場合は当該事由が発生した日から1週間以内に、第二号から第四号までの規定に該当する場合は当該事由が発生する日の一週間前までに、第五号の規定に該当する場合は直ちに行わなければならない。

(報告、勧告等)

- 第7条 知事は、事業主及び工事施行者に対し、第一条の目的を達成するため、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることがある。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業主の同意を得て、関係職員に工事の施行状況につ

いて調査させるものとする。

(違反に対する措置)

第8条 知事は、開発行為の承認を受けず、又は開発行為の承認を受けた内容に適合していない工事を施行させ、又は施行している事業主又は工事施行者に対し、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを指示するものとする。

2 知事は、開発行為の承認を受けた事業主又は工事施行者が工事を廃止し、又は中止しようとする場合は、よう壁又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置について指示するものとする。

3 知事は、開発行為の承認を受けず、又は開発行為の承認を受けた内容に適合していない工事を施行している事業主に対しては、第一条の目的を達成するため、必要な範囲内において、関係市町村長等と協議の上、県等が行う公共事業等の施行について斟酌するものとする。

(市町村に対する助言等)

第9条 知事は、関係市町村長に対し、開発行為の適正な施行に関し必要な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和48年8月1日から施行する。

2 知事は、この要綱の施行の際現に10,000平方メートル以上(都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域にあつては、5,000平方メートル以上)の土地について開発行為に着手している者に対しては、第3条第1項の規定の例により開発行為の協議を求める等この要綱の趣旨に沿った指導等を行うものとする。

附 則(昭和49年告示第872号)

この要綱は、昭和49年12月24日から施行する。

徳島県土地利用指導要綱運営要領

1 開発行為の協議、開発協定の締結

- (1) 開発行為の協議書は様式第1号のとおりとする。
- (2) 開発行為の協議書及び意見書の提出先（以下「所管課」という。）は、開発目的に応じ、次のとおりとする。

ただし、土地利用対策会議で協議の上、別に所管課を定めることができる。

工場・商業施設用地	商工労働観光部	企業支援課
観光レクリエーション施設用地	商工労働観光部	観光政策課
砂利、岩石の採取	県土整備部	河川整備課
墓地用地	危機管理環境部消費者くらし安全局	安全衛生課
廃棄物処理施設用地	危機管理環境部	環境指導課
残土処分場用地	危機管理環境部	環境管理課
農林水産業（施設）用地	農林水産部	農林水産政策課
山林の土採取	農林水産部	森林整備課
住宅用地、都市計画区域内におけるゴルフコース用地及びその他用地	県土整備部	都市計画課
都市計画区域外におけるゴルフコース用地及びその他用地	県土整備部	用地対策課

- (3) 開発行為の規制等に関する諸法令に基づく許可等の処分は、この要綱による開発行為の承認の後、従来の法令所管課で行うものとする。
- (4) 開発行為の協議、開発協定の締結、及び違反に対する措置に関する事務処理については、所管課において行い、必要に応じ関係出先機関と協議するものとする。
- (5) 開発行為の承認にあたって勘案すべき技術的細目は、別表1のとおりとする。

2 工事施行に伴う諸届出

- (1) 工事施行に伴う届出書の様式は次のとおりとする。

工事着手（完了、中止、再開）届	様式第2号
工事施行者変更届	様式第3号
工事廃止届	様式第4号
災害発生届	様式第5号

- (2) 工事施行に伴う諸届出書の提出先は、1の(2)の規定によるそれぞれの所管課とする。

3 工事施行の指導等

工事の施行に伴う指導は、所管課が行う。ただし、必要がある場合には、土地利用対策会議の調査班が行う。

4 適用除外団体

開発行為の協議の適用除外団体は、別表2のとおりとする。

5 その他

- (1) 指導要綱の運用に関する事務の流れは、別表3のとおりである。
- (2) 開発行為の協議書の提出部数は、おおむね別表4のとおりとし、事前協議の際に所要の部数を決定するものとする。

別表 1

技術的細目

1 道路

- (1) 開発行為の目的、規模、通過及び発生交通量等を勘案して通行の安全と円滑化が図られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
走行速度、道路の幅員、路面の高さ、縦横断勾配、縦断勾配の制限長、舗装、最小曲線半径、待避所、安全施設、側溝等路面排水、中央分離帯、歩道（車道との分離）、バス停車帯、道路の交差、区域外道路との接続、橋梁の設計荷重

2 広場等

- (1) 広場、公園、緑地その他公共の用に供する空地（広場等という。）は、開発行為の目的、規模、その周辺の土地利用の状況を勘案して緊急避難、消防活動並びに地域社会活動上安全かつ有効な利用が図られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
位置、面積、出入口の規模及び数、排水、安全装置、幹線道路との遮断

3 排水施設

- (1) 排水施設は、開発行為の目的、規模、地形、降水量、周辺の被覆状況等を勘案して雨水、汚水を適切に排水する能力を有するよう設計されていること。
- (2) 排水施設は、放流先の排水能力、貯水能力、利水の状況を勘案して接続するが、この場合、開発に伴う増量分以上について一時調整池を設けるか、あるいは、放流先の流下能力を増大させる措置を講ずること。
- (3) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
計画用水量、計画汚水量、地目別流出係数、工事期間中の排水、排水管等の勾配、流下断面積、柵、マンホール
- (4) 排水施設の末端が処理施設を有する公共下水道、流域下水道に接続するもの以外の水質については、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等放流水に関する基準を満足するものとし、放流先の施設等の管理者及び水利権者の同意を得ること。特に放流先の近くに飲料水としての利用がある場合には汚水処理水を放流しないこと。

4 軟弱地盤、がけ崩れ等の対策

- (1) 開発区域及びその周辺の地質、勾配、降水量、地下水、工作物の規模等を勘案して、地盤沈下、隆起、地すべり、がけ崩れ、残土の流出、伏流水の変化が生じないように適切に設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
土の置き換え、水抜き、排水路、杭打ち、締固め、切盛土勾配、段切り、法面保護、擁壁、土砂の流出防止、残土処分

5 水道等給水施設

- (1) 開発行為の目的、規模を勘案して給水量を定め十分な能力を有するよう設計されていること。
- (2) 給水施設の設計に当たっては、当該開発区域を所管する水道事業管理者と協議すること。

6 公共施設の規模、能力等

開発区域の周辺における次の公共施設の規模能力等からみて適当なものであること。
道路、広場、公園、学校教育施設、し尿・ごみ処理施設、給排水施設

7 その他

- (1) 開発区域及びその周辺の安全性を確保するため、防災措置は他の工事に先立って行うこと

とし、工事を中止又は廃止する場合は、防災措置のほか周辺の公共施設の機能に支障がないよう措置されていること。

- (2) 各施設の構造、強度、設計手法については、一般公共事業に準ずるものによること。
- (3) 必要に応じ設計計算書の提出を求めること。

別表 2

徳島県土地利用指導要綱に基づく土地開発行為の協議関係の適用除外団体

- (1) 独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構
- (2) 西日本高速道路株式会社
- (3) 独立行政法人都市再生機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 本州四国連絡高速道路株式会社
- (6) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 徳島県住宅供給公社
- (9) 徳島県土地開発公社
- (10) 独立行政法人森林総合研究所
- (11) (財) 徳島県観光協会
- (12) (社) 徳島県林業公社
- (13) (社) 徳島県畜産協会
- (14) 各市町村土地開発公社又は各市町村開発公社
- (15) (財) 徳島県農業開発公社
- (16) (財) 徳島県建設技術センター

別表 3 省略

別表 4

協議書の提出部数

区 分	図書の種類	届出承認 申請部数 ①	土地利用対 策会議資料 部数 ②	提出部数 の合計 (①+②)	備 考
開発行為 (変更)の 協 議 (第3条) (第4条)	1 開発行為の協議書	3部	27部	30部	申請書類 は番号順 に目録及 び見出し をつける こと。
	2 工事の設計書	3	27	30	
	3 地形、開発区域の境界並びに開 発区域内及び開発区域周辺の公共 施設等を明示した現況図 (1/3,000以上)	3	27	30	
	4 開発区域の境界、公共施設の位 置及び形状、予定建築物の用途等 を明示した土地利用計画図 (1/1,000以上)	3	27	30	
	5 造成計画平面図 (1/1,000以上)	3	27	30	
	6 造成計画断面図 (1/1,000以上)	3	27	30	
	7 がけ及び擁壁の断面図 (1/100以上)	3	27	30	
	8 開発区域位置図 (1/25,000以上)	3	27	30	
	9 資金計画書	3	27	30	
	10 施設管理計画書	3	27	30	
	11 開発行為により直接影響がある と認められる施設等について権利 を有する者の同意書	3	27	30	
	12 法務局備付公図の写	3	27	30	
	13 その他知事が必要と認める図書	3	27	30	
届 出 (第6条 第1項)	1 工事着手(完了、中止、再開)届	※ 3	—	3	
	2 工事施行者変更届	※ 3	—	3	
	3 工事廃止届	※ 3	—	3	
	4 災害発生届	※ 3	—	3	
<p>(注) 1 ※印は指定様式を表す。 2 提出部数の欄の3部は正本1部(県へ)、副本2部(1部は市町村保管、1部は県へ)とし、関係市町村へ提出すること。</p>					

様式第1号（その1）

開 発 行 為 協 議 書

年 月 日	
徳島県知事	殿
申請者 住 所 氏 名（又は名称） 印 （電話 ）	
次のとおり開発行為を実施したいので、ご承認願いたく徳島県土地利用指導要綱第3条の規定により協議します。	
1 開発区域に含まれる地名及び地番	
2 開発区域の面積	
3 開発目的 （該当する番号に丸印を付けること。 ただし、（11）その他用地の場合には括弧内に具体的に記入すること。）	（1）砂利、岩石の採取 （2）山林の土採取 （3）工場・商業施設用地 （4）住宅用地 （5）観光レクリエーション施設用地 （6）墓地用地 （7）廃棄物処理施設用地 （8）残土処分場用地 （9）農林業（施設）用地 （10）ゴルフコース用地 （11）その他用地（ ）
4 開発行為後の土地利用	
5 開発計画の内容・工事の設計	別添のとおり
6 予定建築物その他の施設の種類及び規模	
7 工事着手予定年月日	
8 工事完了予定年月日	
9 工事施行者の住所・氏名	
10 その他参考事項 （都市計画法、農地法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法などの規制がある場合は、その面積を記載するこ	

様式第1号（その2）

開発行為変更協議書

年 月 日					
徳島県知事 殿					
申請者 住所 氏名（又は名称） 印 （電話 ）					
次のとおり開発行為を変更して実施したいので、ご承認願いたく徳島県土地利用指導要綱第3条の規定により協議します。					
1 当初の承認年月日番号					
2 変更の理由					
3 変更内容の概要	各自項別に変更前と変更後の内容が対比できるように記載すること。				
(1) 開発区域に含まれる地名、地番及び面積 (2) 開発目的 (3) 開発行為後の土地利用 (4) 開発計画の内容、工事の設計 (5) 予定建築物その他の施設の種類の種類及び規模	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">変更前</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後		
変更前	変更後				
その他参考資料					

様式第2号

工事着手（完了、中止、再開）届出書

年 月 日	
徳島県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名（又は名称） ㊟ （電話 ）	
次のとおり工事着手届（完了、中止、再開）しましたので、（したいので）徳島県土地利用指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開発承認の年月日番号	
2 開発区域に含まれる地名、地番及び面積	
3 工事着手（完了、中止、再開）年月日	
4 工事を中止又は再開する場合はその理由	
5 工事の中止に伴いとした措置	
6 工事 施 行 者 住 所 氏名又は名称 連絡先電話	
7 現 場 管 理 者 （住所、氏名、連絡先電話）	

様式第3号

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日	
徳島県知事 殿 届出者 住 所 氏 名（又は名称） ⑩ （電話 ）	
次のとおり工事施行者を変更したいので、徳島県土地利用指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開 発 承 認 の 年 月 日 番 号	
2 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 名、地 番 及 び 面 積	
3 変 更 年 月 日	
4 変 更 の 理 由	
6 工 事 施 行 者（新、旧別） 住 所 氏 名 又 は 名 称 連 絡 先 電 話	

様式第4号

工 事 廃 止 届

	年 月 日
徳島県知事	殿
届出者 住 所	
氏 名（又は名称） ㊟	
（電話 ）	
<p>開発行為に関する工事を廃止したいので、徳島県土地利用指導要綱第6条の規定により届け出をします。</p>	
1 開発承認の年月日番号	
2 工事廃止予定年月日	
3 工事の廃止に係る地域の名称	
4 工事の廃止に係る地域の面積	
5 廃止の理由	
6 廃止時の土地の状況と廃止に伴いとした措置	

様式第5号

災 害 発 生 届

年 月 日	
徳島県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名（又は名称） ⑩ （電話 ）	
次のとおり災害が発生しましたので（発生のおそれがありますので）、徳島県土地利用指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開発承認の年月日番号	
2 開発区域に含まれる地名、地番及び面積	
3 災害の状況	（災害の状況が設計上明らかになるよう記載すること。）
4 講じた応急措置	
5 災害復旧計画（災害防止対策）	
6 その他参考事項	

眉山地区の開発に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令に別段の定めがあるもののほか、眉山地区における開発行為の適正な施行に関し必要な事項を定めることにより、眉山地区の無秩序な開発を防止するとともに、緑を保全し、安全で良好な地域環境を確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地 当該土地を含む一団の土地をいう。
- (2) 開発行為 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 土地の形質の変更で、その規模が1,000平方メートル以上のもの
 - ロ 木竹を伐採して行う土地の形質の変更で、その規模が100平方メートル以上のもの
 - ハ 建築物の建築（新築に限る。）で、その規模が延べ面積500平方メートル以上かつ敷地面積1,000平方メートル以上のもの
- (3) 開発区域 開発行為を行う土地（前号ハに該当するもの（以下「建築物の建築」という。）にあっては、その敷地）の区域をいう。
- (4) 眉山地区 徳島東部都市計画眉山風致地区のうち、市街化調整区域の区域及びその周辺地域で知事の指定する区域をいう。
- (5) 事業主 開発行為に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (6) 工事施行者 工事の請負人（下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。

(開発行為の協議)

第3条 眉山地区において開発行為（市街化区域にあっては、前条第2号イに該当するもの又はロに該当するもので、その規模が1,000平方メートル以上のものに限る。）をしようとする事業主は、当該開発行為に着手する前に、次の各号（建築物の建築にあっては、第2号を除く。）に掲げる事項を記載した工事施行計画書その他必要な資料を徳島市長を経由して知事に提出し、知事との間において、当該開発行為の施行に関し必要な事項を協議し、その承認（以下「開発行為の承認」という。）を受けるものとする。その開発行為の承認に係る事項のうち第1号から第4号までに掲げる事項を変更して当該開発行為をしようとするときも、同様とする。

- (1) 開発区域の位置、区域及び面積
- (2) 開発行為を行う土地の利用目的
- (3) 開発区域内において予定される建築物その他の施設（建築物の建築にあっては、開発区域内において建築又は建設しようとする建築物その他の施設）の種類及び規模
- (4) 工事の設計
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 工事施行者の住所及び氏名

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体で別に知事が定めるものが開発行為を行う場合
- (2) 国又は地方公共団体の助成を受けて開発行為を行う場合
- (3) 非常災害のため、必要な応急措置として開発行為を行う場合

3 知事は、第1項の協議にあつては、あらかじめ、徳島市長の意見を聴くものとする。

(開発行為の承認にあたって勘案すべき事項)

第4条 知事は、開発行為の承認にあたっては、次の各号に掲げる事項を勘案してするものとする。

- (1) 道路、広場その他の施設が開発区域内における良好な環境を確保するのに支障のないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。
- (2) 排水路その他の排水施設が開発区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
- (3) 水道その他の給水施設が当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。
- (4) がけ崩れ、出水その他の災害を防止するための地盤の改良、よう壁の設置等安全上必要な配慮がなされていること。
- (5) 当該開発行為が開発区域の周辺における公共施設の規模及び能力又はその整備の計画からみて適当なものであること。
- (6) 空地及びのり面に植栽をする等緑地の保全及び緑化の推進に必要な配慮がなされていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺地域における災害の防止、良好な地域環境の確保等を図るために必要な配慮がなされていること。
- (8) 事業主に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- (9) 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- (10) 当該開発行為が開発区域及びその周辺地域に存するため池、水路その他の施設に直接影響があると認められる場合は、これらの施設について権利を有する者の同意を得ていること。

2 前項第1号から第7号までに掲げる事項の技術的細目は、知事が別に定める。

(開発協定の締結)

第5条 開発行為の承認を受けて開発行為（第2条第2号イ又はロに該当するもので、その規模が10,000平方メートル以上のものに限る。）に着手しようとする事業主は、次の各号に掲げる事項について、知事及び徳島市長との間において開発協定を締結するものとする。

- (1) 開発行為をしようとする土地の利用目的及び処分に関する事項
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
- (3) 文化財の保存及び緑地の保全、緑化の推進等自然環境の保全に関する事項
- (4) 公害及び災害の防止に関する事項
- (5) 開発協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (6) その他安全で良好な地域環境の確保に関し必要と認める事項

(工事の着手等の届出)

第6条 開発行為の承認を受けた事業主は、次の各号の一に該当する場合は、徳島市長を経由して、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手し、及び工事が完了したとき。
- (2) 工事を2週間以上中止し、又は工事を再開しようとするとき。
- (3) 工事施行者を変更しようとするとき。
- (4) 工事を廃止しようとするとき。
- (5) 工事中に災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

2 前項の届出は、第1号の規定に該当する場合は当該事由が発生した日から1週間以内に、第2号から第4号までの規定に該当する場合は当該事由が発生する日の1週間前までに、第5号の規定に該当する場合は直ちに行わなければならない。

(報告、勧告等)

第7条 知事は、事業主及び工事施行者に対し、第1条の目的を達成するため、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることがある。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業主の同意を得て、関係職員に工事の施行状況について調査させるものとする。

(違反に対する措置)

第8条 知事は、開発行為の承認を受けず、又は開発行為の承認を受けた内容に適合していない工事を施行させ、又は施行している事業主又は工事施行者に対し、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを指示するものとする。

2 知事は、開発行為の承認を受けた事業主又は工事施行者が工事を廃止し、又は中止しようとする場合は、植栽等緑地を保全するため、及びよう壁又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置について指示するものとする。

3 知事は、開発行為の承認を受けず、又は開発行為の承認を受けた内容に適合していない工事を施行している事業主に対しては、第1条の目的を達成するため、必要な範囲内において、徳島市長と協議の上、県等が行う公共事業等の施行について斟酌するものとする。

(徳島市に対する助言等)

第9条 知事は、徳島市長に対し、開発行為の適正な施行に関し必要な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (昭和56年告示第16号)

1 この要綱は、昭和56年1月13日から施行する。

2 知事は、この要綱の施行の際現に眉山地区において開発行為に着手している者に対しても、第3条第1項の規定の例により開発行為の協議を求める等この要綱の趣旨に沿った指導等を行うものとする。

眉山地区の開発に関する指導要綱運営要領

1 開発行為の協議、開発協定の締結

- (1) 開発行為の協議書は様式第1号のとおりとする。
- (2) 開発行為の協議書及び意見書の提出先次のとおりとする。

岩	石	県土整備部	河川整備課
墓地用地		危機管理環境部消費者くらし安全局	安全衛生課
住宅用地、その他		県土整備部	都市計画課
- (3) 開発行為の規則等に関する諸法令に基づく許可等の処分は、この要綱による開発行為の承認の後、従来法令所管課で行うものとする。
- (4) 開発行為の協議、開発協定の締結、及び違反に対する措置に関する事務処理については、所管課において行い、必要に応じ関係出先機関と協議するものとする。
- (5) 開発行為の承認にあたって勘案すべき技術的細目は、別表1のとおりとする。

2 工事施行に伴う諸届出

- (1) 工事施行に伴う届出書の様式は次のとおりとする。

工事着手（完了、中止、再開）届	様式第2号
工事施行者変更届	様式第3号
工事廃止届	様式第4号
災害発生届	様式第5号
- (2) 工事施行に伴う諸届出書の提出先は、1の(2)の規定によるそれぞれの所管課とする。

3 工事施行の指導等

工事の施行に伴う指導は、所管課が行う。ただし、必要がある場合には、土地利用対策会議の調査班が行う。

4 適用除外団体

開発行為の協議の適用除外団体は、別表2のとおりとする。

5 その他

- (1) 指導要綱の運用に関する事務の流れは、別表3のとおりである。
- (2) 開発行為の協議書の提出部数は、おおむね別表4のとおりとし、事前協議の際に所要の部数を決定するものとする。

別表 1

技術的細目

1 道路

- (1) 開発行為の目的、規模、通過及び発生交通量等を勘案して通行の安全と円滑化が図られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
走行速度、道路の幅員、路面の高さ、縦横断勾配、縦断勾配の制限長、舗装、最小曲線半径、待避所、安全施設、側溝等路面排水、中央分離帯、歩道（車道との分離）、バス停車帯、道路の交差、区域外道路との接続、橋梁の設計荷重

2 広場等

- (1) 広場、公園、緑地その他公共の用に供する空地（広場等という。）は、開発行為の目的、規模、その周辺の土地利用の状況を勘案して緊急避難、消防活動並びに地域社会活動上安全かつ有効な利用が図られるよう設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
位置、面積、出入口の規模及び数、排水、安全装置、幹線道路との遮断

3 排水施設

- (1) 排水施設は、開発行為の目的、規模、地形、降水量、周辺の被覆状況等を勘案して雨水、汚水を適切に排水する能力を有するよう設計されていること。
- (2) 排水施設は、放流先の排水能力、貯水能力、利水の状況を勘案して接続するが、この場合、開発に伴う増量分以上について一時調整池を設けるか、あるいは、放流先の流下能力を増大させる措置を講ずること。
- (3) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
計画用水量、計画汚水量、地目別流出係数、工事期間中の排水、排水管等の勾配、流下断面面積、柵、マンホール
- (4) 排水施設の末端が処理施設を有する公共下水道、流域下水道に接続するもの以外の水質については、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等放流水に関する基準を満足するものとし、放流先の施設等の管理者及び水利権者の同意を得ること。特に放流先の近くに飲料水としての利用がある場合には汚水処理水を放流しないこと。

4 緑化対策

開発区域の空地については、その周辺の風致等を勘案して緑を保全するため植栽等必要な措置が講ぜられるよう設計されていること。

5 軟弱地盤、がけ崩れ等の対策

- (1) 開発区域及びその周辺の地質、勾配、降水量、地下水、工作物の規模等を勘案して、地盤沈下、隆起、地すべり、がけ崩れ、残土の流出、伏流水の変化が生じないように適切に設計されていること。
- (2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。
土の置き換え、水抜き、排水路、杭打ち、締固め、切盛土勾配、段切り、法面保護、擁壁、土砂の流出防止、残土処分

6 水道等給水施設

- (1) 開発行為の目的、規模を勘案して給水量を定め十分な能力を有するよう設計されていること。
- (2) 給水施設の設計に当たっては、当該開発区域を所管する水道事業管理者と協議すること。

7 公共施設の規模、能力等

開発区域の周辺における次の公共施設の規模能力等からみて適当なものであること。

道路、広場、公園、学校教育施設、し尿・ごみ処理施設、給排水施設

8 その他

- (1) 開発区域及びその周辺の安全性を確保するため、防災措置は他の工事に先立って行うこととし、工事を中止又は廃止する場合は、植栽等緑地を保全し、防災措置のほか周辺の公共施設の機能に支障がないよう措置されていること。
- (2) 各施設の構造、強度、設計手法については、一般公共事業に準ずるものによること。
- (3) 必要に応じ設計計算書の提出を求めること。

別表2 省略

別表3 省略

別表4

協議書の提出部数

区 分	図書の種類	届出承認 申請部数 ①	土地利用対 策会議資料 部数 ②	提出部数 の合計 (①+②)	備 考
開発行為 (変更)の 協 議 (第3条) (第4条)	1 開発行為の協議書	※ 3部	一部	3部	申請書類 は番号順 に目録及 び見出し をつける こと。
	2 工事の設計書	3	5	8	
	3 地形、開発区域の境界並びに開 発区域内及び開発区域周辺の公共 施設等を明示した現況図 (1/3,000以上)	3	2 3	2 6	
	4 開発区域の境界、公共施設の位 置及び形状、予定建築物の用途等 を明示した土地利用計画図 (1/1,000以上)	3	2 3	2 6	
	5 造成計画平面図 (1/1,000以上)	3	5	8	
	6 造成計画断面図 (1/1,000以上)	3	5	8	
	7 がけ及び擁壁の断面図 (1/100以上)	3	5	8	
	8 植栽計画図 (1/500以上)	3	5	8	
	9 開発区域位置図 (1/25,000以上)	3	2 3	2 6	
	10 資金計画書	3	—	3	
	11 施設管理計画書	3	2 3	2 6	
	12 開発行為により直接影響がある と認められる施設等について権利 を有する者の同意書	3	—	3	
	13 法務局備付公図の写	3	1	4	
	14 その他知事が必要と認める図書	3	2 3	2 6	
届 出 (第6条 第1項)	1 工事着手(完了、中止、再開)届	※ 3	—	3	
	2 工事施行者変更届	※ 3	—	3	
	3 工事廃止届	※ 3	—	3	
	4 災害発生届	※ 3	—	3	
(注) 1 ※印は指定様式を表す。 2 提出部数の欄の3部は正本1部(県へ)、副本2部(1部は徳島市保管、1部は県へ) とし、徳島市へ提出すること。					

様式第1号（その1）

開 発 行 為 協 議 書

年 月 日	
徳島県知事	殿
申請者 住 所 氏 名（又は名称） （電話 　　　　　　　　　　　）	
次のとおり開発行為を実施したいので、ご承認願いたく眉山地区の開発に関する指導要綱第3条の規定により協議します。	
1 開発区域に含まれる地名及び地番	
2 開 発 区 域 の 面 積	
3 開発行為を行う土地の利用目的	
4 開発計画の内容・工事の設計	別添のとおり
5 建築物（予定）その他の施設の種類及び規模	
6 既存建築物その他の施設の種類及び規模	
7 工事着手予定年月日	
8 工事完了予定年月日	
9 工事施行者の住所・氏名	
10 そ の 他 参 考 事 項	都市計画法、農地法、森林法、砂防法などの規制がある場合は、その面積を記載すること。

様式第1号（その2）

開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日		
徳島県知事 殿 申請者 住 所 氏 名（又は名称） （電話 〇〇〇〇）		
次のとおり開発行為を変更して実施したいので、ご承認願いたく眉山地区の開発に関する指導要綱第3条の規定により協議します。		
1 当初の承認年月日番号		
2 変更の理由		
3 変更内容の概要 (1) 開発区域に含まれる地名、地番及び面積 (2) 土地の利用目的 (3) 建築物（予定）その他の施設の種類及び規模 (4) 開発計画の内容、工事の設計	各自項別に変更前と変更後の内容が対比できるように記載すること。	
	変更前	変更後
その他参考事項		

様式第2号

工事着手（完了、中止、再開）届出書

年 月 日	
徳島県知事 殿 届出者 住 所 氏 名（又は名称） （電話 〇〇〇〇）	
次のとおり工事着手届（完了、中止、再開）しましたので、（したいので）眉山地区の開発に関する指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開発承認の年月日番号	
2 開発区域に含まれる地名、地番及び面積	
3 工事着手（完了、中止、再開）年月日	
4 工事を中止又は再開する場合はその理由	
5 工事の中止に伴いとした措置	
6 工事施行者 住 所 氏名又は名称 連絡先電話	
7 現場管理者 （住所、氏名、連絡先電話）	

様式第3号

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日	
徳島県知事 殿 届出者 住 所 氏 名（又は名称） （電話 ）	
次のとおり工事施行者を変更したいので、眉山地区の開発に関する指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開 発 承 認 の 年 月 日 番 号	
2 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 名、地 番 及 び 面 積	
3 変 更 年 月 日	
4 変 更 の 理 由	
6 工 事 施 行 者（新、旧別） 住 所 氏 名 又 は 名 称 連 絡 先 電 話	

様式第4号

工 事 廃 止 届

年 月 日	
徳島県知事 殿 届出者 住 所 氏 名 (又は名称) (電話)	
開発行為に関する工事を廃止したいので、眉山地区の開発に関する指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開発承認の年月日番号	
2 工事廃止予定年月日	
3 工事の廃止に係る地域の名称	
4 工事の廃止に係る地域の面積	
5 廃止の理由	
6 廃止時の土地の状況と廃止に伴いとした措置	

様式第5号

災 害 発 生 届

年 月 日	
徳島県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名 (又は名称) (電話)	
次のおり災害が発生しましたので（発生のおそれがありますので）、眉山地区の開発に関する指導要綱第6条の規定により届け出をします。	
1 開発承認の年月日番号	
2 開発区域に含まれる地名、地番及び面積	
3 災 害 の 状 況	(災害の状況が設計上明らかになるよう記載すること。)
4 講 じ た 応 急 措 置	
5 災害復旧計画(災害防止対策)	
6 そ の 他 参 考 事 項	